

射水市教育委員会 3月臨時会次第

日 時 令和2年3月2日(月)
時 間 午後1時30分から
場 所 本庁舎会議室401

1 報告

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応について

保体 第 449 号
小 第 1749 号
企調 第 669 号
令和 2 年 2 月 28 日

市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
市 町 村 立 学 校 長
私 立 学 校 設 置 者
私 立 学 校 長 殿
富 山 大 学 人 間 発 達 科 学 部 附 属 学 校 長
教 育 事 務 所 長

富 山 県 教 育 委 員 会 教 育 長
富 山 県 総 合 政 策 局 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休校の実施について

このことについて、本日、文部科学省から別添(写)のとおり通知がありました。国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されており、本県においても、感染の発生に備えるとともに、県内発生後においても感染拡大をできる限り抑えることが重要であります。

つきましては、県立の高校及び特別支援学校においては、別紙のとおり臨時休校を実施することといたしますので、貴職におかれましては、本取扱いを参考に適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、3月5日、6日の富山県立高等学校及び特別支援学校高等部・幼稚部B日程の入学選抜については、通常どおり実施します。また、高等学校入学選抜の追検査については、令和2年2月28日付け県第855号「富山県立学校入学選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)」に基づき実施します。

【事務担当】

富山県教育委員会小中学校課 TEL : 076-444-3449
富山県教育委員会保健体育課 TEL : 076-444-3445
富山県総合政策局企画調整室 TEL : 076-444-9645

写

元文科初第1585号
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠

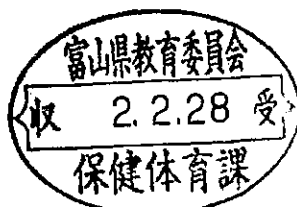


(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナ
ウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づ
き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省として
も、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二
報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等
についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がま
さに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何より
も子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まる
ことによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このこと
を受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び



中等教育学校の前期課程を含む。), 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。), 特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては, 本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間, 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお, 臨時休業の期間や形態については, 地域や学校の実情を踏まえ, 各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際, 卒業式などを実施する場合には, 感染防止のための措置を講じたり, 必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として, 下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ, 人の集まる場所等への外出を避け, 基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても, 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって, 学習に著しい遅れが生じることのないよう, 可能な限り, 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって, 弾力的に対処し, その進級, 進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお, このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は, そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり, 文部科学省としては, 公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており, 必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休校の実施について

このことについて、本日、文部科学省から別添（写）のとおり通知がありました。国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されており、本県においても、感染の発生に備えるとともに、県内発生後においても感染拡大をできる限り抑えることが重要であります。

つきましては、県立の高校及び特別支援学校において、次のとおり臨時休校を実施することといたしますので、各学校長においては、児童生徒等及び保護者への対応に遺漏のないようお願いいたします。

なお、3月5日、6日の富山県立高等学校及び特別支援学校高等部・幼稚部B日程の入学者選抜については、通常どおり実施します。また、高等学校入学者選抜の追検査については、令和2年2月28日付け県第855号「富山県立学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」に基づき実施します。

- 1 令和2年3月2日（月）から同月24日（火）まで、臨時休校を実施する。
- 2 学年末考査、入試関係、進路指導、卒業式等、その実施について事情やむを得ないものと学校長が判断した場合は、県立学校課長と十分協議のうえ、登校させることができるものとする。この場合において、学校長は、教室の椅子の間隔を空けて、児童生徒間のスペースを確保するなど感染予防対策を十分に実施するものとする。
- 3 特別支援学校においては、家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童生徒等については、県立学校課長と十分協議のうえ、学校において自主学習することも可能とする。

【事務担当】

県立学校課 TEL：076-444-3450

保健体育課 TEL：076-444-3445

令和2年3月2日
学校教育課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業
の実施について

国の令和2年2月28日付け、元文科第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」の通知を受けて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」に基づき、本市においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業の期間を次のとおりとします。

- 1 市立小・中学校の臨時休業期間
令和2年3月3日（火）～同月24日（火）

令和2年2月28日

保護者の皆様へ

射水市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための小中学校の臨時休業について

日頃から、本市教育行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されており、本県においても、感染の発生に備えるとともに、県内発生後においても感染拡大をできる限り抑えることが重要であります。

つきましては、本市小学校及び中学校において、次のとおり臨時休業を実施することといたします。

保護者の皆様におかれましては、こうした緊急の事情をご理解いただき、今回の措置に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜臨時休業期間＞

令和2年3月3日（火）から春休みまでの期間

保護者の皆様へのお願い

- 休業期間中、お子様の体調管理と健康観察をお願いいたします。
- 休業期間中は不要不急の外出は控えるようご協力ください。
- ご家庭でも引き続き、手洗いや咳エチケット等の励行による感染予防に努めてください。

令和2年3月2日

射水市小中学校保護者の皆様

射水市教育委員会
教育長 長井 忍

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等への対応について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきます。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症予防のため、国や県からの要請に基づき、本市におきましては、下記のとおりに対応としたいと思います。

未来を担う子供たちのために、保護者の皆様とともに、この厳しい状況を乗り越えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 臨時休業の期間
令和2年3月3日（火）から春休みまでの期間
- 2 卒業式について
・小学校 3月17日（火） 中学校 3月13日（金）
※感染拡大の防止を図る観点から、在校児童生徒、来賓等の参加人数を抑えます。
※その他、実施内容の簡素化を図ります。
- 3 高校入学試験について
3月5日（木）、6日（金）【予定どおり実施】
※3月4日（水）入試準備のため、必要に応じて半日登校（できるだけ短時間で実施する場合があります）。
- 4 臨時休業中の登校等について
・修了式 小中学校 3月24日（火）
※感染防止のため、校内放送で校長の講話、1時間程度の学級指導で放課等の工夫のうえ、実施します。
・児童生徒の学習指導、生活指導等のため、学校・学年単位で登校日を設けることもあります。
- 5 自宅待機等が困難な児童に対する対応について
・保護者の就労等により、家庭での対応が困難な児童（小学校下学年）を受け入れる取組を実施します。（書類は保護者宛に別途配布）

※ 上記の1～5については、3月2日現在での予定です。今後は、国、県からの通知、感染状況の変動等により、上記の内容を見直し、変更することがあります。

保護者の皆様へのお願い

- 休業期間中、お子様の体調管理と健康観察をお願いいたします。
- 休業期間中は不要不急の外出は控えるようご協力ください。
- ご家庭でも引き続き、手洗いや咳エチケット等の励行による感染予防に努めてください。
- 家庭での学習については、学校から提供される学習資料などを活用しながら進めていただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月2日

市内小学校長 様

射水市教育委員会
教育長 長井 忍

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業における家庭での対応が困難な場合の児童の受け入れ（小学校自主学习教室）について

このことについて、下記のとおりとします。各校で、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

1 趣旨

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童等に対し、適切な支援を行うことにより、児童の健全育成を図る。

2 開設日時・場所

(1) 開設日時 期日 令和2年3月3日（火）から学校が指定する日
（原則、月～金）

時間 8時30分～原則13時（目安：放課後児童クラブの始まる時間）

(2) 場所 学校が指定する教室

3 対象児童の要件

- (1) 小学校に在学している原則下学年（1～3年生）の児童で、同居する保護者が就労等により対応が困難な家庭。
- (2) 家庭での朝、帰りの送迎ができるもの

4 その他

- (1) 今回の臨時休業の趣旨を鑑み、体調の悪い児童、家族に感染の疑いのある児童の出席は控える。
- (2) 学習方法は、原則、自分で宿題、課題等を持ってきて、自主的に学習を進める形態とする。
- (3) 昼食は弁当持参とする。
- (4) 申し込み方法
受け入れを希望する場合は、事前に学校へ相談の上、申込書を提出する。

保護者各位

射水市立〇〇小学校長

新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業に係る家庭での対応が困難な場合の児童の受け入れ（小学校自主学习教室）について

国からの臨時休業の要請を受け、射水市では市内の小中学校を3月3日（火）から臨時休業とする決定がされました。これに伴い、3月3日からは、感染拡大防止のため子供の集団活動の自粛をお願いしているところですが、どうしても都合の悪い場合のお子さんの受け入れに関しては、下記のとおりとしますので、ご確認のほど、お願いします。

記

1 趣旨

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童等に対し、適切な支援を行うことにより、児童の健全育成を図る。

2 開設日時・場所

(1) 開設日時 期日 令和2年3月3日（火）から学校が指定する日
（原則 月～金曜日）

時間 8時30分～原則13時（目安：放課後児童クラブの始まる時間）

(2) 場所 学校が指定する教室

3 対象児童の要件

(1) 小学校に在学している原則下学年（1～3年生）の児童で、同居する保護者が就労等により対応が困難な家庭。

(2) 家庭での朝、帰りの送迎ができるもの

4 その他

(1) 今回の臨時休業の趣旨を鑑み、体調の悪い児童、家族に感染の疑いのある児童の出席は、控えるようにしてください。

(2) 学習方法は、原則、自分で宿題、課題等を持ってきて、自主的に学習をすすめる形態とします。自分でしっかりと学習するよう、家でも声かけをお願いします。

(3) 昼食は弁当を持参してください。

(4) 申し込み方法

受け入れを希望される場合は、事前に学校へ相談の上、下記の申込書を提出ください。（3月3日から参加の場合も、朝、連絡いただくようお願いいたします。）

----- 切り取り線 -----

小学校自主学习に参加を希望します。

児童氏名

(年 組)

保護者氏名

印

○1 3時から開設

【21学級】

地区	名称	運営主体	開設場所	
			施設名	所在地・電話
新 湊 地 区	こばと学級	こばと学級保護者会（保護）	放生津小学校内	〒934-0027 中新湊23番10号 080-1950-3206
	さくら学級	さくら学級保護者会（保護）	新湊小学校内	〒934-0015 桜町6番1号 080-1950-3207
	道の子学級A	道の子学級運営委員会（運委）	作道小学校敷地内専用施設	〒934-0042 作道913番地 080-1950-3208
	道の子学級B	道の子学級運営委員会（運委）	作道小学校敷地内専用施設	〒934-0042 作道913番地 090-5682-0131
	とねりこ学級	とねりこ学級保護者会（保護）	片口小学校敷地内専用施設	〒934-0036 片口高場48番地 86-1180
	なでしこクラブ	社会福祉法人かづみ野（法人）	堀岡小学校隣接地	〒933-0222 海竜町118番6 090-1639-5133
	東明学級	東明学級保護者会（保護）	東明小学校内	〒933-0234 海老江七軒1347番地 080-1950-3209
小 杉 地 区	すこやか学級	小杉小学校校下留守家庭児童会（運委）	小杉小学校内	〒939-0351 戸破4100番地 090-1393-0421
	ひばり学級	社会福祉法人鷹寺福祉会（法人）	戸破児童館敷地内専用施設	〒939-0351 戸破2475番地 080-1953-4791
	金山こばと学級	金山地域振興会（地振）	金山コミュニティセンター内	〒939-0321 青井谷1648番地 090-7080-5091
	ピノキオ学級A組	歌の森小学校放課後児童会（運委）	歌の森小学校内	〒939-0311 黒河560番地 090-8704-9202
	ピノキオ学級B組	歌の森小学校放課後児童会（運委）	歌の森小学校敷地内専用施設	〒939-0311 黒河560番地 080-8996-8074
	日吉学級	太閤山小学校下留守家庭児童会（運委）	太閤山小学校内	〒939-0332 橋下条926番地 090-1392-6801
	太閤山学級	社会福祉法人鷹寺福祉会（法人）	太閤山コミュニティセンター内	〒939-0362 太閤山8丁目4番地1 080-1958-6475
	ひまわり学級A教室	中太閤山小学校下留守家庭児童会（運委）	中太閤山小学校内	〒939-0363 中太閤山11丁目3番地 090-2092-0363
	ひまわり学級B教室	中太閤山小学校下留守家庭児童会（運委）	中太閤山小学校内	〒939-0363 中太閤山11丁目3番地 090-2092-0363
大 門 地 区	たんぼぼ学級1組	たんぼぼ学級保護者会（保護）	大門小学校内	〒939-0234 二口417番地1 090-8092-9136
	たんぼぼ学級2組	たんぼぼ学級保護者会（保護）	大門小学校内	〒939-0234 二口417番地1 090-8092-9136
	風の子学級	風の子学級保護者会（保護）	浅井コミュニティセンター 体育館内	〒939-0254 島1386番地 080-3044-8450
大 島 地 区	ASUKA学級わかば組	社会福祉法人射水万葉会（法人）	大島小学校内	〒939-0274 小島675番地1 080-8690-1836
	ASUKA学級ポプラ組	社会福祉法人射水万葉会（法人）	大島児童館内	〒939-0274 小島677番地 080-8690-8822